

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年11月13日（金） 号外第85号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（58）（税務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	鳥取県住民基本台帳法施行条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（59）（市町村課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例（60）（緑豊かな自然課）・・・・・・・・・・ 6

公布された条例のあらまし

◇特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域経済牽引事業促進法」という。）等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 地域経済牽引事業促進法に規定する促進区域における不動産取得税の課税免除について定める規定中引用する地域経済牽引事業促進法の条項及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の題名を改める。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県住民基本台帳法施行条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

肥料取締法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県住民基本台帳法施行条例及び鳥取県手数料徴収条例の規定中引用する肥料取締法の題名等を改める。

(2) 施行期日は、令和2年12月1日とする。

◇鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 特定公園施設の定義に関する規定中引用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の条項を改める。

(2) 施行期日は、令和3年4月1日とする。

条 例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第58号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(促進区域における不動産取得税の課税免除)</p> <p>第3条 地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下この条において「同意日」という。）から起算して5年以内に、<u>地域経済牽引事業促進法第25条</u>に規定する承認地域経済牽引事業のために<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条</u>の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）については、不動産取得税を課さない。</p>	<p>(促進区域における不動産取得税の課税免除)</p> <p>第3条 地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下この条において「同意日」という。）から起算して5年以内に、<u>地域経済牽引事業促進法第24条</u>に規定する承認地域経済牽引事業のために<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条</u>の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）については、不動産取得税を課さない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県住民基本台帳法施行条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第59号

鳥取県住民基本台帳法施行条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第1条 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>（昭和25年法律第127号）による同法第4条第1項の登録、同法第13条第1項の書替交付、同法第16条の2の届出又は同法第22条の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(4)～(19) 略</p>	<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>肥料取締法</u>（昭和25年法律第127号）による同法第4条第1項の登録、同法第13条第1項の書替交付、同法第16条の2の届出又は同法第22条の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(4)～(19) 略</p>

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(201の2) 略</p> <p>(202) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>（昭和25年法律第127号）第4条第1項の規定に基づく同項第7号に掲げる普通肥料の登録 1件につき35,000円</p> <p>(203) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>第4条第3項の規定に基づく同条第1項第6号に掲げる普通肥料の登録 1件につき18,000円</p> <p>(204) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>第12条第2項の規定に基づく普通肥料の登録の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>第4条第1項第6号に掲げる普通肥料 1件につき</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(201の2) 略</p> <p>(202) <u>肥料取締法</u>（昭和25年法律第127号）第4条第1項の規定に基づく同項第7号に掲げる普通肥料の登録 1件につき35,000円</p> <p>(203) <u>肥料取締法</u>第4条第2項の規定に基づく同条第1項第6号に掲げる普通肥料の登録 1件につき18,000円</p> <p>(204) <u>肥料取締法</u>第12条第2項の規定に基づく普通肥料の登録の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>肥料取締法</u>第4条第1項第6号に掲げる普通肥料 1件につき3,600円</p>

3,600円	
イ 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第7号に掲げる普通肥料 1件につき7,100円	イ 肥料取締法第4条第1項第7号に掲げる普通肥料 1件につき7,100円
(205)～(328) 略	(205)～(328) 略
2 略	2 略

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第60号

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第1条の2 この条例において「特定公園施設」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）<u>第2条第15号</u>に規定する特定公園施設をいう。</p>	<p>(定義) 第1条の2 この条例において「特定公園施設」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）<u>第2条第13号</u>に規定する特定公園施設をいう。</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。